



日刊 動労千葉

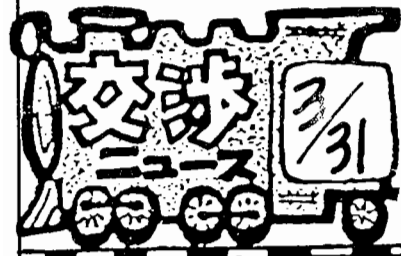
国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.4.6

No. 3195



318-21 ストへの不当処分策動弾劾で 当局が違法と判断したら違法!?

三月三十一日、動労千葉は、三、一八―二一闘争における動労千葉の正当な争議行為を、妨害・圧殺しようとしたJR当局の不当労働行為および我々のストライキを違法スト呼ばわりして、懲戒免職を含む重処分攻撃を画策していることに対し、申三二号に基づき抗議の団交を行った。

冒頭JR当局は、鉄面皮にも「労使でこの様に話し合う場をもってののに、今日地労委に組合側が一方的に不当労働行為の申し立てを行ったのは、誠に残念である」と述べ、対決姿勢をあらわにしてきた。

組合側は、「この問題

についてはJR当局は、この間組合に対して違法スト呼ばわりし、社長談話や新聞でのお詫び掲載に名を借りた誹傍中傷を繰り返す一方、団交を引き伸ばしておきながら、組合側が地労委に不当労働行為の申し立てを行ったことに対し「残念だ」などとは筋ちがいもはなはだしい」と反論し、申し入れに対する具体的回答を要求した。

JR当局は、動労千葉の「①違法ストと言う法的根拠、②社会秩序の混乱を企図したルール無視の反社会的違法行為という根拠」についての当局側の回答は、「①一八日

一時五五分頃突如として、一二時からストを実施する旨口頭通告し：乗客や会社社に寸分の時間的余裕を与えず：社会秩序を企図したルール無視の反社会的違法行為」と繰り返すのみで何ら回答とはなっていない。

「一八日一時五五分頃突如として」については、九時五〇分頃山口交渉部長から動労課長に、津田沼、千葉転の事態の善処方の電話があったこと。十時四〇分に、布施副委員長、山口交渉部長が千葉支社におもむき、先の電話における事態の善処の要請と併せて、改善されない場合は一二時を期してストライキに突

入する旨の通告があったこと。当局側が「時間を貸して欲しい」と回答したこと。一一時四〇分に至って当局側は、「(ストライキになっても)やむを得ません」と答えたこと、以上全てを認めながら、このスト通告をやりとりの中で出てきたことと逃げをうって、あくまでスト直前になっての通告「抜き打ちストをデタッチ上げ、それをもって違法スト」処分攻撃を行う姿勢を明らかにした。

法も社会的常識も無視したJR当局

又、「どの法に違反す

るのか」については、回答不能となり「就業規則により処分する。現在事実を調査中」と答えるのみであった。本来的には事実調査の上で、どの様な行為がどの様な法にふれるのが明らかとなっはじめて、「違法」や「処分」が云々される筈のものである。

しかるに当局は「当局が違法と判断するものが違法であり、処分権は当局にある」という態度「まさに法も、社会的常識も無視した現在のJRの反社会的、反民主的態度を如実に示したものであった。団交は、二時間半に及び言いがちのまま引きつづき協議することとした。

JR当局と
総連「縦力あげた
スト圧殺を打破り
84Hストうち抜く
この力を堅持
発展させよう!

俺俺
いた
か
ち
の
新
た
し
い



3.19早朝かけつけ内外呼応して集會。
津田沼

4/8

緊急

不当処分策動弾劾
総連総出陣集會

日時・四月八日(日)午後一時
場所・千葉公園ネオランド

全組合員の結集を訴える

不当処分策動弾劾
90春闘3800円獲得

結集を!